

## 西区初期消火器具等整備補助金交付要綱

制 定 平成 26 年 6 月 16 日 西総第 400 号 (区長決裁)  
最近改正 令和 7 年 4 月 7 日 西総第 39 号 (区長決裁)

### (目的)

- 第1条 この要綱は、町内会等が設置した初期消火箱に収納している初期消火器具及びスタンドパイプ式初期消火器具（以下「初期消火器具等」という。）の整備についての補助金を交付することにより、地域の初期消火力を高めるとともに、共助の取組を推進し、地域防災力の向上と出火防止意識の高揚を図ることを目的とする。
- 2 初期消火器具等の整備についての補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (用語の定義)

- 第2条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。
- 2 この要綱において、町内会等とは、町、丁目の全部または一部を単位とする一定区域内に住所を有する者の地縁に基づいて形成され、自主的に運営されている自治会町内会とする。

### (補助事業者の範囲)

- 第3条 この要綱における補助事業者は、初期消火箱を設置している西区内の町内会等とする。

### (補助対象初期消火器具等)

- 第4条 補助対象となる初期消火器具等は、消防用ホース、筒先、可変ノズル、媒介工具、消火栓蓋開閉キー、スタンドパイプ、台車、収納袋及び消火箱（スタンドパイプ式含む）とし、別表 1 に掲げる仕様によるものをいう。

### (交付条件)

- 第5条 補助金交付を受ける補助事業者は、予め西区が指定する初期消火箱の点検を行わなければならない。

### (補助対象経費及び支払方法)

- 第6条 この要綱において、補助の対象となる経費は、初期消火器具等の整備に要する経費の 3 分の 2 に相当する額とする。ただし、設置されている初期消火箱に対し、一箱当たり 80,000 円を上限とし、100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 前項に定める補助金の交付は、地方自治法施行令第 163 条第 1 項第 2 号及び横浜市予算、決算及び金銭会計規則第 132 条第 1 項第 2 号に基づき、前金払いとすることができる。

(交付申請)

- 第 7 条 補助金規則第 5 条第 1 項の規定による補助金交付申請書の提出期限は、西区長（以下「区長」という。）が別に定める。
- 2 補助金規則第 5 条第 1 項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、西区初期消火器具等整備補助金交付申請書（第 1 号様式）を用いなければならない。
- 3 補助金規則第 5 条第 2 項第 5 号の規定により区長が必要と認める交付申請書への添付書類は、見積書の写しとする。
- 4 補助金規則第 5 条第 3 項の規定により区長が交付申請書への記載又は添付を省略させることができる事項は、補助金規則第 5 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の記載事項並びに補助金規則第 5 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の添付書類とする。

(交付決定通知)

- 第 8 条 補助金規則第 8 条の規定による補助金交付決定通知書は、西区初期消火器具等整備補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により行うものとする。
- 2 補助金規則第 6 条第 3 項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、西区初期消火器具等整備補助金不交付決定通知書（第 3 号様式）によって行うものとする。

(申請の取下げ)

- 第 9 条 補助金規則第 9 条第 1 項の規定により区長が定める申請者が補助金交付申請の取下げをすることのできる期日は、申請者が初期消火器具等整備費補助金確定通知書（第 11 条）を交付される日までとする。
- 2 申請者が前項の規定による取下げを行うときは、初期消火器具等整備費補助金交付申請取下書（第 4 号様式）を用いなければならない。

(実績報告)

- 第 10 条 補助金規則第 14 条第 1 項の規定により補助事業者等が区長への報告に用いる書類は、次の各号に定めるものとする。
- (1) 西区初期消火器具等整備補助金実績報告書（第 5 号様式）
- (2) 設置後の写真
- (3) 領収書等経費の支出を証する書類の写し
- 2 補助金規則第 14 条第 4 項の規定により区長が実績報告書への添付又は記載を省略させができる書類は、補助金規則第 14 条第 1 項第 3 号に関する書類とする。

(補助金額の確定通知)

第 11 条 補助金規則第 15 条の規定による補助金額確定の通知は、西区初期消火器具等整備補助金確定通知書（第 6 号様式）を用いなければならない。

(補助金交付の請求)

第 12 条 補助金規則第 18 条の規定による補助金の交付の請求は、西区初期消火器具等整備補助金請求書（第 7 号様式）により行わなければならない。

(交付決定の取消し)

第 13 条 区長は、申請者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途へ使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金規則第 24 条の規定に違反したとき。
- (5) その他法令、条例、規則又はこの要綱に基づき区長が行った指示に違反したとき。

2 区長は前項の規定による取消しをした場合は、西区初期消火器具等整備費補助金交付決定取消通知書（第 8 号様式）により申請者に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第 14 条 補助金規則第 25 条に規定する財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める減価償却資産の耐用年数の期間とする。

(関係書類の保存期間)

第 15 条 補助金規則第 26 条の規定により区長が定める関係書類の保存期間は、5 年とする。

(保守管理)

第 16 条 初期消火器具等の保守管理は、補助事業者が行うこととする。

(書類の閲覧)

第 17 条 補助事業者及び区長は、第 1 号様式及び添付書類、第 2 号様式、第 3 号様式、第 4 号様式及び添付資料、第 5 号様式を横浜市市民協働条例第 12 条第 4 項の規定に基づき、次の各号に定める書類またはその写しを、一般の閲覧に供しなければならない。

2 前項の閲覧を行う場所及び時間は、次表のとおりとする。

	補助事業者	区長
閲覧場所	代表者の住所、補助事業者が指定する場所	西区総務課 ※閲覧希望者からの申出によりオンライン環境での視聴も可とする。
閲覧時間	補助事業者が指定する時間	西区役所の事務取扱時間
閲覧期間	第1号様式及び添付資料、第2号様式、第3号様式にあっては、交付決定を受けた日から2年間とする。第4号及び添付書類は当該書類を区長に提出した日から、第5号は額が確定した日からそれぞれ2年間とする。	

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、区長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

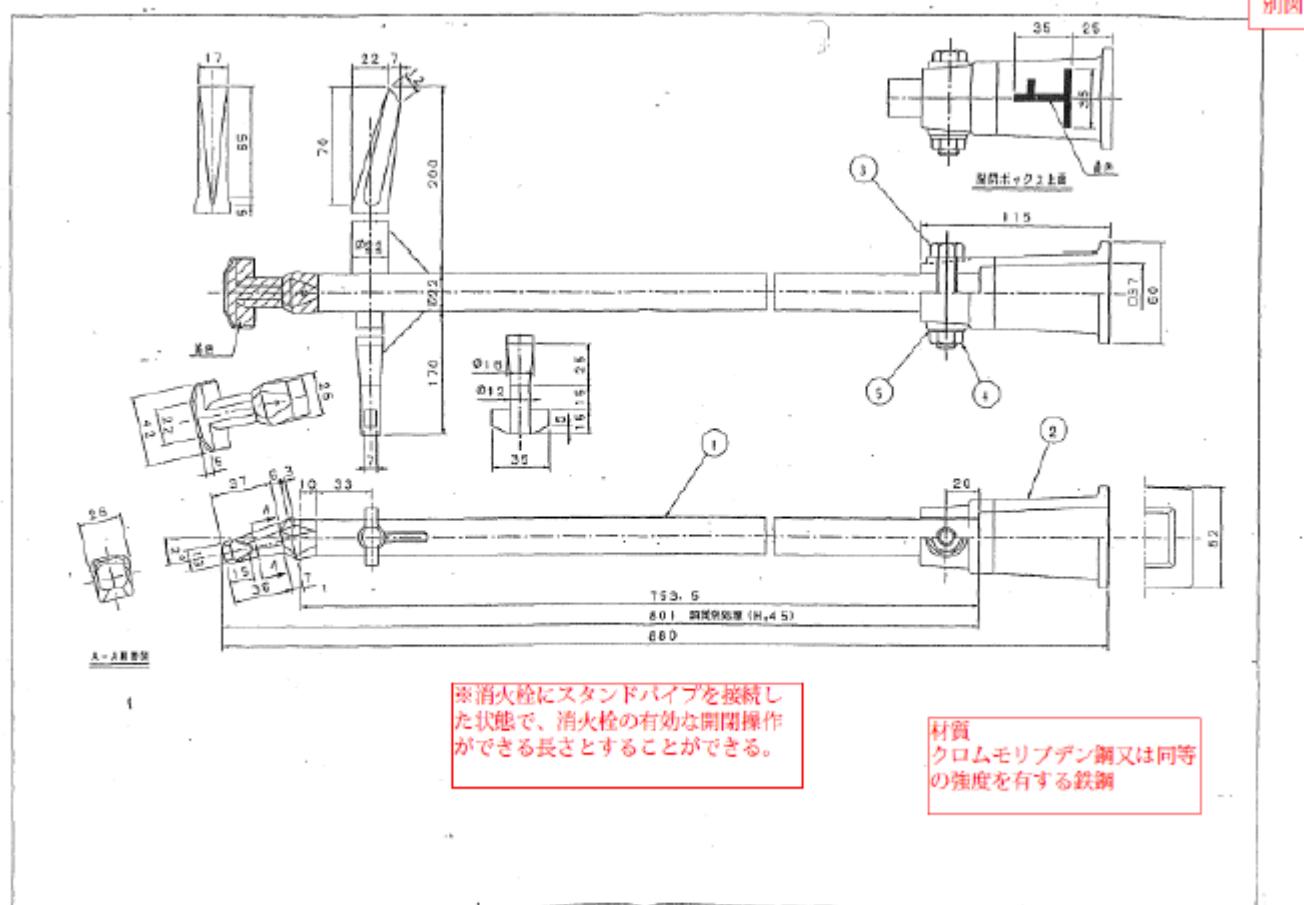
この要綱は、令和7年4月7日から施行する。

別表1

## 仕様一覧

器 材	仕 様
消防用ホース	40mm×20m又は40mm×15m若しくは50mm×20mのいずれかとし、使用圧力0.9MPa以上の消防用ゴム引きホースで、消防用ホースの技術上の規格を定める省令に適合するものとする。
筒先	40A、又は50A差込式 ただし、50Aの場合は、取っ手付とする。
可変ノズル	直状、噴霧（約120° 噴霧までの展開角度）、シャットが可能なものとする。また筒先に取付可能なものとする。
媒介金具	差込異径媒介 (受け口65mm、差し口40mm又は50mm若しくは受け口50mm、差し口40mm)
消火栓蓋開閉キー	別図のとおり ※同等品も可能
スタンドパイプ	単口引き上げ式（レバー付きも可とする）、口径65mm 消火栓接続時、消火栓蓋開閉鍵の操作に支障のない高さのものとする。
台車	台車は容易に移動ができる重量の金属製とし、ゴム車輪左右付にて上記全ての品目が積載できるものとする。 ゴム車輪の大きさは、道路縁石の段差（10cm程度）が容易に乗り越えられる形状のものとする。 各資機材は、運搬時や保管時に外れないよう固定できるものとする。
消火箱 (初期消火箱)	片開き、鍵がかけられる構造で、全ての器材が収納できる大きさとする。 本体の塗装は赤色とし、正面に白文字で初期消火箱とわかる表示をするものとする。 消火箱には、自治会・町内会名を表示することができるものとする。
消火箱又は収納袋 (スタンドパイプ式初期消火器具)	台車に各器材が積載された状態で収納することができる大きさのものとする。 収納箱扉に鍵を設けることができるものとする。 正面にスタンドパイプ式初期消火器具とわかる表示をするものとし、自治会・町内会名を表示することができるものとする。

別圖



第1号様式

年 月 日

西区長

団体名  
住所  
代表者氏名  
電話 ( )

### 西区初期消火器具等整備補助金交付申請書

初期消火器具等を整備するため、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則及び西区初期消火器具等整備補助金交付要綱の記載事項を遵守します。

1 整備費用総額 円 (税込)

2 申請金額 円 (税込)

3 設置場所  
西区

4 初期消火箱の点検日 年 月 日

5 申請理由  
   
 

6 添付書類  
見積書 (写し)

【御確認の上、□の欄にチェックをお願いします。】

□申請する初期消火器具等については、他の補助制度（町の防災組織活動費補助等）との併用を行いません。

第2号様式

第 号  
年 月 日

様

西区長 印

## 西区初期消火器具等整備補助金交付決定通知書

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日に申請のありました西区初期消火器具等整備補助金については、次のとおり交付することと決定しましたので通知します。

### 1 補助交付予定金額

### 2 支払時期

適切な請求書を受理した日から起算して30日以内とします。

### 3 交付条件

- (1) この補助金は、初期消火器具等の整備のために使用し、他の事業に流用しないでください。
- (2) 初期消火器具等の整備は、補助金交付が決定された日から原則として、30日以内に行ってください。
- (3) 初期消火器具等の整備完了後、速やかに実績報告書に必要な書類を添付して提出してください。
- (4) 事業を中止する場合又は補助金交付が決定された日から30日以内に初期消火器具等の整備が完了しない場合は、速やかに西区長に報告し、その指示を受けてください。
- (5) この補助金の交付条件に違反した場合は、補助金の全額又は一部の返還を求めることがあります。
- (6) 前金払により剰余金が生じたときは、速やかに返還してください。

担当 西区役所 課  
電話

第3号様式

第  号  
年  月  日

様

西区長  印

西区初期消火器具等整備補助金不交付決定通知書

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日に申請のありました西区初期消火器具等整備補助金については、次のとおり交付しないことと決定しましたので通知します。

不交付理由

担当 西区役所  課  
 電話

第4号様式

年　月　日

西区長

団体名  
住所  
代表者氏名  
電話　　(　　)

西区初期消火器具等整備費補助金交付申請取下書

年　月　日　　第　　号で補助金交付の決定を受けました西区初期消火器具等整備補助金交付申請は、次の理由により取り下げます。

取下げ理由

※ 取り下げをすることができる期日は、初期消火器具等整備費補助金確定通知書（第6号様式）を交付される日までです。

第5号様式

年 月 日

西区長

団体名  
住所  
代表者氏名  
電話 ( )

### 西区初期消火器具等整備補助金実績報告書

初期消火器具等の整備が完了しましたので、関係書類を添付して報告します。

1 整備完了年月日

\_\_\_\_\_ 年 月 日

2 整備に要した費用総額

\_\_\_\_\_ 円 (税込)

3 交付金額合計

\_\_\_\_\_ 円 (税込)

4 添付書類

- (1) 整備後の写真
- (2) 領収書 (写し)

【御確認の上、□の欄にチェックをお願いします。】

□今回整備した初期消火器具等について、他の補助制度（町の防災組織活動費補助等）との併用を行っていません。

第6号様式

第  号  
年  月  日

様

西区長  印

西区初期消火器具等整備補助金確定通知書

年  月  日 第  号により交付を決定しました西区初期消火器具等の整備について、次のとおり補助金額が確定しましたので通知します。

補助金額

担当 西区役所  課  
 電話

第7号様式

年月日

西区長

団体名  
住所  
代表者氏名 印  
電話 ( )  
※代表者と口座名義人が同一の場合は  
押印を省略することができます。

西区初期消火器具等整備補助金請求書

西区初期消火器具等整備補助金交付要綱第12条に基づき、次のとおり補助金の交付を  
請求します。

1 補助金の請求額

\_\_\_\_\_円

2 振込先金融機関・口座

銀行	支店
信用金庫	出張所
信用組合	支所
農業協同組合	
普通・当座	口座番号
(フリガナ) 口座名義人	

※口座名義人が代表者以外の場合は、御記入願います。

上記口座に交付される西区初期消火器具等整備補助金の受領に関する  
権限を委任します。

委任者 代表者氏名 : \_\_\_\_\_印

第8号様式

第  号  
年  月  日

様

西区長  印

西区初期消火器具等整備費補助金交付決定取消通知書

\_\_\_\_\_  
年  月  日 第  号で補助金交付の決定をしました西区初期  
消火器具等整備費補助金交付決定通知は、次の理由により取消しすることに決定しました  
ので通知します。

取消し理由

担当 西区役所  課  
 電話